

4 監査の主な実施内容

平成 30 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

ア 長期的な視点から策定された都市計画マスタープランの将来像を市民・事業者・行政の間で共有され、コンパクト・アンド・ネットワークのまちづくりを推進されたい。

(都市計画課)

イ 各地域や各種団体から数多く寄せられる道路整備に関する要望に対しては、適正な整備基準を定め優先度を明確にし、整備を進められたい。

(道路整備課)